

するので、その時までには退去する」「双方で相談しつつ修繕を行う」などのそれぞれ状況に合わせた内容で契約を結んでいただくことが可能です。

賃貸契約の場合、個人間で契約を行うことも可能ですが、後々のトラブル回避のためにも、しっかりと話しあい、契約書を作成することが重要です。

もしも個人間での契約に不安がある場合は、司法書士や行政書士の方に依頼し、契約書を作成してもらうこともおすすめです。

人が住んで管理することで、家が保全される可能性が高まります。「まだ家を手放す気はない」という方こそ、賃貸というかたちで空き家バンクの活用をご検討されてはいかがでしょうか？

賃貸物件、売買物件ともにですが、修繕箇所が少ないほど、成約されやすくなります。あまりにも家の損傷が激しくなると、空き家バンクの登録もお断りしなくてはならず、解体の必要に迫られる場合もあります。「なんか面倒だ」と空き家を放っておくことで、より大きな面倒や出費に至ってしまうことがあります。

その前に、空き家バンク制度を活用し、所有される空き家を有用な資源として活かされることを、ぜひご検討ください。

空き家のマッチング状況

賃貸と売買では『賃貸物件』の需要が高い

「大山町の暮らしに馴染めるまでは賃貸で」という希望が多く、賃貸需要が高い。ですが、売買物件を希望されている方ももちろんいます。

修繕箇所が少ない物件ほど成立しやすい

損傷箇所によっては修繕費用が高額になることもあり、活用を断念せざるを得ないことも。家の傷みが少ない段階での活用検討を！

あえて古い建物を探している方もいる

古民家など、あえて歴史のある建物を希望し、探している方もあります。「古いから」と思わずに、ぜひご相談を！

zoomによる、空き家登録
事前相談も受付中！

町外在住の方、外出が難しい方、
オンライン相談が可能です。

※本登録には立会いが必要です。

移住交流
サテライトセンター

大山町上市29 コミュニティスペースまぶや内

金/土/日 13:00-17:00

☎0858-33-4038

✉mabuya.daisen@gmail.com

※ご相談は事前のご連絡をお願いいたします。



空き家活用案内

パンフレット配布開始

空き家活用通信でお知らせしてきた、大山町の空き家バンクについての情報をまとめたパンフレットができました。空き家の活用をお考えの方はもとより、今後の我が家の行く末を考えるヒントにぜひご活用ください。全戸にお配りする他、大山町役場、移住交流サテライトセンター他で配布中です。

問 企画課

☎0858-54-5202